

茨城県馬術連盟倫理規程

第一条（目的）

本規程は茨城県馬術連盟（以下「連盟」）の会員が遵守すべき倫理に関する事項を定め、連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第二条（適用範囲）

本規程は、連盟規約第 5 条に規定する団体及び会員に適用する。

2. 本規程は、連盟規約第 5 条第 4 項に記載の試行期間（いわゆる「仮登録」）にも適用する。

第三条（基本的責務）

会員は、連盟規約第 4 条に規定する目的を達成するに相応しい倫理を自覚して行動しなければならない。

第四条（遵守事項）

会員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自ら私的な利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。

2. 会員は、暴力行為、いわゆるイジメ、あらゆるハラスメント、差別、暴言、その他会員の人権尊重の精神に反する行動を行ってはならない。

3. 会員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。

4. 会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行などの刑事犯罪を犯してはならない。

5. 会員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為を行ってはならない。

6. 会員は、名誉を重んじ、常に品位を高め本連盟の信頼を維持するように努めなければならない。

第五条（実効性担保体制）

本規程の実効性を担保するため、本連盟に倫理委員会と相談窓口を置く。

第六条（倫理委員会）

倫理委員会の構成は次のとおりとする。

委員長：本連盟理事長

委員 3-5 名（理事、第三者学識経験者）

2. 委員は、委員長が候補者を選出し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3. 委員の委嘱期間は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 委員会は次の事項を所掌する。

4-1.綱紀肅正を図るための改善事項を理事長に（ただし、理事長が調査対象者の場合は会長に）具申すること。

4-2.第九条に規定する場合のほか、委員長が必要と認めるとき随時招集する。

第七条（苦情相談の申し出）

会員は、倫理委員会及び相談窓口には対して会員に関する苦情相談を行うことができる。

第八条（懲罰の種類）

懲罰の種類は重いものから順に、以下の通りとする。

1. 除名
2. 資格、登録の取り消し
3. 資格、登録の停止
4. 役職の解任
5. 戒告

第九条（処分等）

会員に第四条の規程に違反する恐れがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。

2. 会員に第四条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は直ちに事実調査を行う。

3. 前項の調査の結果、当該の会員が第四条に違反する行為に該当することが認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第八条の懲罰を科すなどの必要な措置を講ずるものとする。ただし、連盟の役職の解任については、連盟規約の定めるところに従う。

4. 第四条に違反する行為があったと疑われる会員から退会の申し出があった場合、会長は、本条第1項から第3項に従い処分がなされるまで、退会の承認を保留する。

5. 本条第3項に従い処分を決定した場合は、懲罰対象者に直ちに処分内容及び処分理由を文書にて通知する。

6. 連盟は、前項の内容及び結果を日本馬術連盟に対して報告する。

第十条（利害関係者の排除と苦情申立者の保護）

苦情申立者または懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

2. 当該事案における苦情申立者の個人情報の取扱は、日本馬術連盟個人情報保護規程に従うこととし、相当な理由によりその必要性が認められない限り匿名とする。

3. 連盟は、苦情申立者が申し立てをしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取り扱いをしないものとする。

4. 連盟は、苦情申立者に対して不利益取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本規程よ

り処分することができる。

第十一条（不正目的の申立の禁止）

苦情申立者は、不正の利益を得る目的、連盟又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申し立てを行ってはならない。

２．連盟は、前項に該当する申し立てを行ったものに対して、本規程により処分することができる。

第十二条（懲罰対象者の弁明・仲裁付託）

連盟による最終的な処分決定に当たっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。

２．連盟の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

第十三条（その他）

本規程の実施に関して必要な事項は、総務委員会が策定し理事会の承認を得て別に定める。

附則

本規程は、令和５年７月１日より施行する。